自 動 車 の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

自 動 車 \mathcal{O} 運 転 に より人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (平成二十五年法律第八十六号) の 一 部を

次のように改正する。

五.

車

 \mathcal{O}

通

行を妨害する目的で、

走行中の車

(重大な交通

0

危険が生じることとなる速度で走

行中の

も の

第二 条中第六号を第八号とし、 第五号を第七号とし、 第四号の次に次の二号を加える。

に 限 る。 の前方で停止し、 その他これに著しく接近することとなる方法で自 1動車を 運転する行

六 高 速 自 動 車 国道 (高 速自 動 車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号) 第四条第一 項に規定する道 路を

いう。) 又は・ 自 1動車専1 用道路 (道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十八条の四に規定する自動

車専用道路をいう。)において、 自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車 . (T) 前方で停止し、 そ

の他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、 走行中の)自動· 車に停止又は

徐 行 (自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。) をさせる行為

附 則

この法律は、 公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。